FUJITSU Hybrid IT Service for Google Cloud 利用規約

2024 年 10 月 30 日

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

1. 本規約は、富士通株式会社（以下「当社」という）のクラウドサービス FUJITSU Hybrid IT Service for Google Cloud（以下「本サービス」という）を利用することにつき当社と契約（以下「サービス利用契約」という）を締結した者（以下「契約者」という）が、本サービスを利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。

第 2 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の新利用規約の内容を契約者に当社所定の方法で事前に通知するものとします。
3. 契約者は、本規約等の内容について、適宜確認する義務を負います。

第 3 条（Google Cloud 規約適用）

1. 本サービスには、本規約に記載の条件に加えて、 Google LLC（以下「Google」という）が定める Google Cloud Platform Terms of Service（以下「GoogleTOS」という）に定める条件が、本規約の定めに従い適用されるものとします。契約者は、当社とのサービス利用契約の締結にあたり、GoogleTOS の条件を承諾していること、および、サービス利用契約の有効期間中において GoogleTOS を遵守することを表明し保証します。
   ・GoogleTOS（承継 URL および Google が指定するその他 URL を含む）
   https://cloud.google.com/terms/
2. GoogleTOS と本規約との間に異なる定めがあるときには、下記の条項を除き、GoogleTOS が優先して適用されるものとします。
   a 1.4 Modifications. (d) Discontinuation of Services.
   b 2.Payment Terms.
   c 7.2 Required Disclosure.
   d 8.4 Termination for Convenience.
   e 8.6 Effect of Termination.
   f 14.7 No Agency.
   g 14.9 Severability.
   h 14.12 U.S. Governing Law.
   i 14.13 Amendments.
   j 14.19 Definitions. "Affiliate"
3. GoogleTOS について、複数の言語で提供される場合があります。言語版の間に相違がある場合、英文版を正本とするものとします。
4. Google Cloud Market Place で提供するサービスの利用には、Google Cloud Marketplace Terms of Service（以下「Market Place TOS」という）に定める条件が本規約の定めに従い適用されるものとします。
   ・Market Place TOS：https://cloud.google.com/terms/marketplace/launcher
   なお、Market Place TOS と本規約との間に異なる定めがあるときには、下記の条項を除き、Market Place TOS が優先して適用されるものとします。なお、Market Place TOS 3.1、6.1 にある「Google」は「富士通」に読み替えるものとします。

   a 13.8 No Agency

b　13.13 Governing Law.

5. 当社は、Google Cloud Market Place サービスを契約者へ提供するにあたり、Google 社より提示される Google Cloud Marketplace Terms of Service - Google Cloud Platform Resellers を遵守するものとします。

第 2 章 サービス利用契約

第 4 条（サービス利用資格）

1. 本サービスを利用することができるのは、契約者および契約者にてアクセスを許可された関連会社や第三者（以下「利用者」という）に限るものとします。ただし、契約者および利用者は、日本法人かつ本社所在地が日本国内にある企業に限るものとします。

第 5 条（契約の締結等）

1. サービス利用契約は、サービス利用契約の締結を希望する者（以下「申込者」という）が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾したうえで申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、本サービスの利用開始希望日を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込（組織ドメイン）ごとに締結されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。ただし、本項は、当社が次の各号以外の事由により第 1 項に基づく申込を拒否することを制限するものではありません。なお、サービス利用契約の成立後において第(1)号、第(2)号または第(4)号に該当することが判明した場合、当社は損害賠償義務を負うことなく、ただちにサービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
   (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
   (2) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
   (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき
   (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
   (5) 当社の業務の遂行に支障があるとき、その他当社が不適当と判断したとき
   (6) Google が当社からの本サービスに関する申込を受理しないとき

第 6 条（本サービスの実施期間）

サービス利用契約は、サービス利用契約の成立日から有効になり、本規約の条件に従い契約者または当社により解約されるまで有効に存続するものとします。

第 7 条（本サービス利用の終了）

1. 契約者は、当社所定の書式の解約申込書に解約希望日を記入後記名押印し、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約することができるものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社が契約者の本サービス利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者または当社が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せずただちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
   (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
   (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
   (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
   (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
   (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
   (6) 第 16 条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき

(7) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
ただし、当該期間が経過した時における債務の不履行が、サービス利用契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではないものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかのとき、契約者になんらの通知・催告を要せずただちに、かつ損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
   (1) 契約者が第 4 条に定めるサービス利用資格を喪失したとき
   (2) Google と当社間における本サービスに関する契約が終了したとき
   (3) Google が製品もしくはサポートの新規販売・提供を停止したとき
   対象製品：https://cloud.google.com/terms/services/
   (4) 米国デジタルミレニアム著作権法のプロセスに従い、Google から 10 件の著作権を侵害していると通知を 10 件受けた場合　https://support.google.com/legal/answer/1120734
4. 契約者または当社は、第 2 項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
5. 第 2 項および第 3 項に加え、当社は、契約者に対して 90 日前に通知することにより、損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
6. 当社が本サービスを提供するにあたり必要なシステムへのアクセスを Google により停止された場合、当社は契約者への本サービスの提供を中断できるものとします。
7. 本サービス利用の終了原因を問わず、本サービスの終了時点で利用料金の未払い分があった場合、契約者は繰り上げ支払いが必要となることに同意するものとします。Google が株式の売買、合併、そのほか形態の企業取引を行った場合、契約が終了する場合があることに同意するものとします。
8. 契約者において本サービスの利用がなく、継続して 12 料金月以上、利用料金の発生がなかったときには、当社は、サービス利用契約を何らの義務を負うことなく解除することができるものとします。

第 3 章 サービスの提供

第 8 条（本サービスの提供）

1. 当社は契約者に対し、サービス利用契約に基づき本サービスを提供するものとします。本サービスは、現状有姿にて提供されるものとし、当社および Google は、本サービスにつき明示であるか黙示であるか、または法律に定めるものであるか否かを問わず一切の保証はしないものとします。
   本サービスは、契約者に対して本サービスのサービスレベル（以下「SLA」という）を保証しています。契約者は SLA に基づきサービスクレジットを申請する場合、別途当社が契約者に提示する方法により行うことができます。本サービスのサービスレベルは Google Cloud Platform Service Level Agreements https://cloud.google.com/terms/sla/またはその後継のサイトの定めるとおりとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり本サービス上に登録・保存するデータについて自らの責任により必要に応じてバックアップを取得するものとします。当社は、本規約に特段の定めがある場合を除き、当該データの消失・毀損・漏洩等について、契約者に対し何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、Google が提示する Google クラウドパートナー契約に基づき、当社から契約者に対し Google Cloud を提供するものとし、当社および Google は本サービスを含む事業を契約者へ事前通知なしに第三者へ譲渡しないものとします。
4. 当社は、自己の合理的支配を越えた原因により本サービスが利用できない事象が生じた場合、および、これにより生じる損害または費用について、一切責任を負わないものとします。本規約において合理的支配を越えた原因とは、火災、爆発、停電、地震、洪水、暴風雨、ストライキ、禁輸措置、労働争議、政府または軍事機関による行動、戦争、テロリズム、サイバー攻撃（第三者からの不正アクセス、クラッキングによるシステム破壊・改ざん、情報窃取を含みます)、原材料その他必要なリソースの不足または調達不能、天災、感染症の蔓延、インターネット通信業者の作為または不作為、規制機関または政府機関の作為または不作為（本サービスの提供に影響する法規制の制改定またはその他の政府の行為を含みます)などをいいます。
5. 本サービスは、Google の裁量でアップデートがなされる可能性があることを、契約者は同意するものとします。
   また、Google が法律の順守やセキュリティリスク回避のため、サービス変更を実施したり、公開予定のサービスや機能に

サービス変更を施す可能性があることについて同意するものとします。

6. 本サービスでは第三者から提供されるソフトウェアを提供する場合があります。
契約者は、本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソース・ソフトウェアを含む）を使用するにあたり、当社が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス仕様書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、契約者および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
・Google Cloud Third Party Term
https://cloud.google.com/terms/service-terms?hl=ja

第 9 条（サポートサービスの提供）

1. 当社は契約者に対して、本サービスの利用料金および申込時に登録された担当者情報に関する契約者からのお問合せに対する回答、本サービスに関する情報提供およびサービスウェブサイトの提供を行います。なお、本サービスに関するお問合せを利用する場合は、Google が提供する Cloud カスタマーケアサービスを利用いただくことを前提としています。詳細については、当社公開ホームページに掲載する「FUJITSU Hybrid IT Service for Google Cloud サービス仕様書」のとおりとします。

第 10 条（契約者データ）

1. 本サービスを利用するにあたり契約者が当社に提供するデータ（個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第２条第１項に定めるものをいう）および個人関連情報（「個人情報の保護に関する法律」第２条第７項に定めるものをいい、Cookie などの端末職別情報や位置情報などを含むが、これらに限らない）を含む。以下「契約者データ」という）について、本サービスを提供するために、当社の子会社、関連会社および再委託先、ならびに米国　カリフォルニア州マウンテンビューにある Google に対して契約者データが開示され処理される場合があることに、契約者は同意します。また、契約者データに第三者（個人情報の場合においては当該個人を指し、本条において以下同じ）のデータが含まれる場合、契約者は当該第三者から当該データが本項に基づき取り扱われることについて許可を取得するものとします。なお、Google とその子会社、関連会社および再委託先は、個人情報および個人関連情報について、Google のプライバシーポリシーに基づき利用するものとします。
https://policies.google.com/privacy?hl=ja

2. 本サービスの利用に当たり、Cloud Data Processing Addendum が適用されるものとします。
・Cloud Data Processing Addendum
https://cloud.google.com/terms/data-processing-addendum/
3. 契約者は、本サービスに関する契約者の連絡先について常に最新かつ正確な情報を当社に提供するものとします。なお、当社は当該連絡先を Google に提供することができ、また、Google から契約者に対して直接連絡される場合があります。Google 社からの連絡内容にはサービスの勧誘も含まれます。
4. 当社は、契約者データおよび前項の連絡先について、法令に基づき要求される範囲内において、法執行当局またその他政府当局に開示する場合があります。この場合、当社は事前に契約者に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
5. 当社は、本サービスに関する契約者の帳簿、記録、アカウントを１年間保持するものとします。当社は当該情報を、Google に提供することができます。

第 11 条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
(1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
(2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
(3) サービス利用契約の内容

(4) Google の秘密情報

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

(1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの

(2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの

(4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員（また当社においては Google、Google 関連会社（直接または 間接的に制御される企業）、Google 代理人、Google の専門アドバイザー）以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

(1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。

(2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

(3) 契約者および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本サービスおよび本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。

6. 契約者および当社は、本サービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。

7. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。

8. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。

9. 契約者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第 3 項の資料と同種のものをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第 2 項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとし、また、次項にかかわらず、本項の規定は、サービス利用契約が終了してからも期限の定めなく有効に存続するものとします。なお、契約者が本サービスを利用して登録（入力）する契約者の取扱う個人情報については、契約者の責任において管理するものとします。

10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも 5 年間、有効に存続するものとします。

11. 契約者は、Google より直接 Google の秘密情報が開示される可能性があることを承諾のうえで、Google 規約の定めに従い当該 Google の秘密情報を取扱うものとします。

12.当社は、本サービスの提供のため、契約者情報に含まれる個人情報を第三者サービスを利用し管理する場合があります。第三者サービスの利用については、一切当社が責任を負うものとします。

第 4 章 利用料金

第 12 条（支払および利用料金）

1. 本サービスの料金月は、協定世界時（UTC）における当月 1 日から当月末日まで（日本標準時（JST）における当月 1 日午前 9 時から翌月 1 日において午前 9 時まで）とし、本サービスの利用料金の単価は、申込書に記載のとおりとします。当社は、当社が定める手段により、各料金月の初日から末日まで（当該料金月の途中においてサービス利用契約が開始または終了するときには、当該開始の日から、または当該終了の日まで）の利用料金を計算するものとします。なお、当該

計算においては、当社が当社所定の時期（料金月の翌月１５日頃）に、アカウントポータルに公開する利用料金明細に記載された毎月の米国ドルと日本円の為替レートを適用するものとします。
契約者は、計算された本サービスの利用料金および次項により算出される消費税等相当額を、サービス利用契約に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。また、支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。

2. 本サービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）相当額は、前項に基づき算出される、サービス利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。なお、本サービスの利用料金および消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。
3. 契約者がサービス利用契約により生じずる金銭債務（手形債務を含み、以下同じ）の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌月から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 13 条（確約利用割引）

1. 契約者は、第 6 条、第 7 条第 1 項および前条第 1 項にかかわらず、契約者が本サービスの実施期間を当社と合意すること（以下合意した期間を「コミットメント期間」という）で、特別の利用料金（以下「コミットメント費用」という）で本サービスを利用できる（以下「確約利用割引」という）ものとします。
2. 契約者は、確約利用割引を利用するために、クラウドの管理・設定などを操作する管理画面から手続きを行うものとします。
3. 契約者は、コミットメント期間満了前に、本サービスを中途解約する場合、第 7 条第 1 項は適用されず、コミットメント費用に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を、中途解約日までに富士通に支払わなければならないものとします。

第 5 章 その他

第 14 条（安全保障輸出管理）

契約者は、本サービスの利用について適用される全ての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。契約者は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して当社または Google から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

第 15 条（完全合意）

サービス利用契約は、本サービスに関する当事者間の全ての法的および契約的関係を表し、詐欺的な不実表示がない限り、当事者間のそれまでの本規約およびサービス利用契約の主題についての表明、約束、取引、協議、または理解に取って代わるものとします。各当事者は、本規約に明記されたもの以外のいかなる条件にも拠っていないことを認識するものとします。サービス利用契約に基づくいかなる権限や権利も、書面にてかつ放棄する当事者の権限を有する代表者による署名がない限り、放棄されないものとします。

第 16 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
   (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
   (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約し

ます。

(1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

(2) 違法行為または不当要求行為

(3) 業務を妨害する行為

(4) 名誉や信用等を毀損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

3. 契約者および当社は、相手方が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

第 17 条（ハイセイフティ用途）

契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途、環境破壊を引き起こす用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、契約者または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

第 18 条（損害賠償）

1. 本規約およびサービス利用契約に関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、その請求原因を問わず、以下の金額を上限額とします。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

(1)責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、過去 12 か月間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額

(2)責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、本サービス実施開始日までの期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額

(3)上記の期間が 1 か月に満たない場合には、責任発生日までの本サービスの利用量に応じて算出された 1 日の平均額に 30 を乗じた額

2. 本規約およびサービス利用契約に関して契約者の責に帰すべき事由により当社または Google に損害が生じた場合、契約者は当社または Google に生じた損害（当社が Google に対して支払う損害賠償額を含むが、これに限られない）を賠償する責任を負うものとします。

第 19 条（合意管轄）

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（準拠法）

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以　上

附則（2023 年 3 月 31 日）
本規約は、2023 年 3 月 31 日から適用されます。

附則（2023 年 6 月 1 日）
本規約は、2023 年 6 月 8 日から適用されます。

附則（2023 年 10 月 17 日）
本規約は、2023 年 10 月 24 日から適用されます。

附則（2024 年 10 月 23 日）
本規約は、2024 年 10 月 30 日から適用されます。